

特別支援学校における学校体制による  
人工呼吸器対応ガイドライン

令和8年2月版

静岡県教育委員会

特別支援教育課

## はじめに

医療的ケア児を取り巻く状況については、平成 15 年に静岡県を含め 31 県に委嘱した『養護学校における医療的ケアに関するモデル事業』(文部科学省)から本格的な取組が行われてきた。

平成 31 年 3 月、文部科学省の検討会議により「学校における医療的ケアへの今後の対応について」が取りまとめられ、特定行為以外の医療的ケアを含めた小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理し通知されるとともに、保護者の付添いの協力を得ることについては、本人の自立を促す観点からも、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきであると示された。

また、令和 3 年 6 月 18 日に公布、令和 3 年 9 月 18 日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和 3 年法律第 81 号)」においては、学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケア等の支援を受けられるようにするため、医療的ケア看護職員等の配置等の措置を講ずるよう示されている。

静岡県では、医療的ケア運営協議会において、人工呼吸器の管理は高度な医療的ケアであることから、平成 31 年文科省通知・別添に記載されている「医療的ケア児の教育に当たっては、児童生徒等の安全の確保が保障されることが前提であること」を尊重した考えのもと、人工呼吸器装着児の保護者にケアや付添いを依頼してきていた。

しかし、近年、NICU や小児科病棟を人工呼吸器を装着した状態で退院し、在宅で生活する小児が増加しており、県立特別支援学校に限らず、人工呼吸器を装着し、学校に通学して学習する児童生徒がいるなど、全国においても受入れ体制の整備が進められている。

県教育委員会では、こうした学校における医療的ケア児を取り巻く状況を踏まえ、令和 2 年度から人工呼吸器の管理を安全かつ適切に行うために「県立特別支援学校における人工呼吸器管理のモデル的取組」について、必要な条件等の検討を始めたところである。

令和 4 年度には、病院が隣接する県立特別支援学校において人工呼吸器管理をモデル的に取り組み、対象児の呼吸状態、呼吸器管理等の健康状態の把握、主治医や保護者、呼吸器業者等との連携、人工呼吸器管理の研修等を実施し、保護者から医療的ケア看護職員に段階を踏んで呼吸器管理を移行してきた。本ガイドラインは、令和 4 年、5 年度のモデル事業の検証を踏まえ、県立特別支援学校において人工呼吸器管理を実施する上での事前準備や管理に当たっての留意点及び緊急時の対応など、基本的かつ重要な事項を整理して示すこととした。

この度、令和 6 年度から人工呼吸器を使用している児童生徒が在籍する学校で実施してきた学校体制による人工呼吸器管理を踏まえ、ガイドラインの一部改訂を行った。これまで学校が取組んできた人工呼吸器管理に関する知見を活かすとともに、人工呼吸器を使用している児童生徒の自立と安全・安心な人工呼吸器管理をより確実にするためのものである。

## 目 次

<b>人工呼吸器管理における実施前の準備</b> . . . . .	<b>1</b>
1 対象となる児童生徒の状態	
2 主治医、指導医による実施の判断、協力	
3 学校の管理体制	
4 保護者の理解と協力	
5 関係諸機関との連携	
6 緊急時体制	
<b>人工呼吸器管理の安全な実施体制</b> . . . . .	<b>3</b>
1 医療的ケア看護職員、教職員等の役割分担	
2 人工呼吸器管理の具体的な実施手順と確認	
3 保護者との連携	
<b>-1 人工呼吸器管理に向けての実施手順（準備）</b> . . . . .	<b>7</b>
1 申請前、校内医療的ケア安全委員会の開催	
2 申請	
3 主治医に協力依頼	
4 校内医療的ケア安全委員会に向けた資料作成	
5 校内医療的ケア安全委員会の開催	
6 主治医訪問	
7 緊急時対応病院の内諾	
8 校内医療的ケア安全委員会の開催	
9 主治医へ実施の可否の確認	
10 緊急時対応病院へ依頼	
11 支援会議の開催	
12 2年目以降の実施について（前年度に段階的移行まで進めることができた場合）	
<b>-2 人工呼吸器管理に向けての実施手順（申請）</b> . . . . .	<b>13</b>
1 申請（学校 県教育委員会）『呼吸器管理の開始（段階的实施）』	
2 静岡県医療的ケア運営協議会における協議 『呼吸器管理の開始（段階的实施）』	
3 『呼吸器管理の開始（段階的实施）』の可否の通知（県教育委員会 学校）	
4 準備	
5 2年目以降の実施について	

-3	人工呼吸器管理に向けての実施手順（段階的移行）	16
1	臨床研修	
2	『完全実施（第4段階への移行）』	
3	完全実施	
4	2年目以降の実施について（前年度に完全実施となった場合）	
5	2年目以降の開始段階について	
6	学習活動時における人工呼吸器の一定時間の離脱について	
	<b>安全・安心な実施に向けた取組</b>	<b>21</b>
1	研修	
2	緊急時対応	
3	緊急時の医療的ケア看護職員、教職員等の動き（参考例）	

## 人工呼吸器管理における実施前の準備

人工呼吸器を管理する上での条件や内容については、児童生徒の個別性が高いことから、その実施方法等は一律ではない。人工呼吸器の管理を安全かつ適切に実施するためには、一人一人の児童生徒の状態及び学校の管理体制等の各条件を、組織的に確認・整理する必要がある。

校内体制による人工呼吸器の管理の検討を始める前の段階で、以下に示す条件を確認するとともに、児童生徒の個々の状態に応じて、その安全性を最大限に考慮しながら人工呼吸器の管理の在り方を確認することが重要である。

### 1 対象となる児童生徒の状態

- (1) 登校状況が安定しており、かつ様々な教育活動への参加実績があること。
  - ア 体調、生活リズムが整っていること
  - イ 週3日程度以上の通学による登校ができていること（都合による欠席は含めない。）
  - ウ 概ね一学期間程度の登校実績があること    新生、転入生及び年度途中で人工呼吸器が必要となった場合については、学校での様々な授業や学校行事を経験し、安定して登校できるかを見極めてから準備を開始する。（準備の段階（P.7～11）に必要な文書については、事前に作成することもできる。）  
    訪問教育の児童生徒については、教育形態を訪問教育から通学に変更した上で、上記の条件に従って対応する。初年度は新生と同様とする。
- (2) (1)の各条件を基本とするが児童生徒の状態によっては、主治医や指導医の助言を踏まえ、総合的な判断をすることもある。

### 2 主治医、指導医による実施の判断、協力

- (1) 主治医から、学校における人工呼吸器の管理について、実施が可能であることの指示があること。
- (2) 主治医から、医師が常駐していない学校の状況を踏まえた上で、人工呼吸器の管理の内容の指示があること。
- (3) 主治医から、体調の急変や人工呼吸器の不具合等があった場合、所定の医療機関に搬送するまでの、緊急時の管理や対応の指示があること。
- (4) 学校生活全体を見通し、人工呼吸器の管理が学校で安全に実施できる体制を構築するための指導助言が得られること。

### 3 学校の管理体制

- (1) 校内医療的ケア安全委員会における綿密な協議の下、医療的ケア看護職員による人工呼吸器の管理を安全に実施できる体制を整えること。
- (2) 校内医療的ケア安全委員会は、管理職、学部主事、学年主任やグループ長、担任、医療的ケア統括教諭、養護教諭、自立活動教諭、医療的ケア看護職員等で組織することを基本とする。
- (3) 自立活動教諭を中心とした複数の医療的ケア看護職員が人工呼吸器の管理を行える体制を準備すること。緊急時にはマニュアルに沿って的確に対応できること。
- (4) 教職員が人工呼吸器管理に関する基礎的な知識を持ち、医療的ケア看護職員への協力ができること。
- (5) 人工呼吸器管理について、学校、保護者、主治医等との間で情報の共有ができること。

### 4 保護者の理解と協力

- (1) 学校は医療機関とは違い医師が常駐しておらず、医療器具等も充分備わっていない環境であることについて、保護者に理解を求め、学校と保護者間で共通の認識を持つこと。
- (2) 学校の管理体制が整わない場合や児童生徒の体調が優れない場合には、保護者が付添い、学校で人工呼吸器の管理を行うことについて継続的な協力が得られること。
- (3) 緊急時には、学校と協力して対応できること。
- (4) 緊急時対応を行う病院との連携体制が必要であり、緊急時対応を行う病院への情報提供や受診が必要になる場合があること。

### 5 関係諸機関との連携

- (1) 主治医からの指導・助言
  - ・人工呼吸器の管理を実施するに当たり、管理職、医療的ケア看護職員、担任等が主治医を訪問し、児童生徒の人工呼吸器の管理を安全かつ適切に実施するための指示や助言を主治医から直接得ること。
  - ・主たる担任は医療的ケア看護職員等と連携して、保護者から児童生徒の状態を聞き取り、主治医の指示や助言内容とともに文書にまとめ、関係する教職員等と共有すること。
- (2) 緊急時対応病院や消防署との連携体制が取れること。
- (3) 人工呼吸器業者との連携が取れること。

### 6 緊急時体制

- (1) 緊急時に必要な非常用電源、必要物品が確保されていること。
- (2) 緊急事態発生時に備え、緊急時対応訓練を年間1回以上実施し、医療的ケア看護職員、教職員等を中心に緊急時対応の内容を確認すること。緊急時対応訓練は、保護者付添いが外れる前に実施すること。
- (3) 学校と保護者との間で、携帯電話等の緊急時の連絡手段等が確保されていること。

## 人工呼吸器管理の安全な実施体制

### 1 医療的ケア看護職員と教職員等の役割分担

#### (1) 医療的ケア看護職員と教職員等との連携

人工呼吸器の管理については、医療的ケア看護職員及び自立活動教諭（看護師）が対応するものとする。なお、児童生徒の健康管理については教職員等も連携・協働して実施することが大切である。

#### (2) 医療的ケア看護職員と教職員等との役割分担

校内の医療的ケアの役割分担については、「静岡県医療的ケアガイドライン（令和3年3月）」に準ずるが、人工呼吸器の管理に当たっては、下表に示す項目や内容を確認すること。

#### < 医療的ケア看護職員と教職員等の役割分担 >

項目	具体的な行為・手技等	医療的ケア看護職員 自立活動教諭（看護師）	医療的ケア看護職員の 指導の下、教職員（認定 特定行為業務従事者）も 連携・協働して対応
健康観察	登下校時の確認は複数で行うこと		
アラームの表示の確認・連絡			
アラームの消音	画面にて操作を行う		×
人工呼吸器の設定	主治医が行うため、学校では設定不可	×	×
人工呼吸器の設定の確認、（加湿器を含む）	アラーム作動の確認 ・各種設定項目の確認 ・アラーム履歴の確認		×
作動確認 （加湿器含む） （定期的に確認）	回路の確認 呼気ポートの確認 バッテリーの確認		×
人工呼吸器の回路の着脱（加湿器含む）	人工呼吸器の着脱 （移乗時・一時的な着脱）		×
人工呼吸器の一定時間の離脱	学習活動時における目的達成の観点から、医師の指示に基づき、一定時間人工呼吸器を外し、その後着ける		×
人工呼吸器回路の着脱時の児童生徒の介助	児童生徒の介助		

移乗・姿勢変換時に伴う人工呼吸器の移動と持ち運び	車いすからストレッチャーへの移動等		
移乗・姿勢変換時の回路の確認			×
アンビューバッグを使用した用手加圧換気	移乗時の人工呼吸器一時的着脱時 / 緊急時		×
人工鼻（気管カニューレに付けるタイプ）の着脱	自発呼吸ありの児童生徒への、一時的なカニューレへの人工鼻の着脱		×
人工鼻（人工呼吸器回路とフレキシブルチューブ）の着脱	加湿器使用なしの時に回路とフレキシブルチューブの間に装着し、加湿器使用の時に外す	○	×
回路内の結露水、ウォータートラップ内に溜まった水の確認	ウォータートラップ内に溜まった水の確認		×
回路内の結露水の除去	結露水の除去		×
回路の交換	回路の交換は保護者が行うこととする	×	×
回路の変更	人工鼻回路から加湿器回路等への変更		×
電源の切り替え	バッテリーとAC電源切り替え		×
電源の差し替え	教室移動に伴うAC電源の差し替え		×
バッテリー交換			×
気管カニューレからの吸引			×
吸引（口腔内・鼻腔内）			

## 2 人工呼吸器管理の具体的な実施手順と確認

医療的ケア看護職員は、下表に示す主な人工呼吸器管理の具体的な実施手順、人工呼吸器チェックリスト【参考様式 呼吸器4】をもとに、教職員等と連携して安全に人工呼吸器の管理を実施する。

<人工呼吸器管理の具体的な実施手順例>

管理内容	具体的な実施手順
------	----------

<p>登校時・下校時</p>	<p>バイタルサインを測定し、健康状態及び気管カニューレの固定状況を確認する。</p> <p>人工呼吸器の設定が主治医の指示通りであるか確認をする。表示パネルで設定を目視で確認できる場合は、チェックリストに実測値を記入する。</p> <p>人工呼吸器回路の接続状態を確認する。(確認する箇所を示した写真を裏面に印刷しておくなど工夫する。)</p> <p>その日に使用する教室等の使用電源と、コンセントの位置を確認する。</p>
<p>児童生徒の様子、人工呼吸器の確認</p>	<p>医療的ケア看護職員は児童生徒の顔色、SpO<sub>2</sub>、心拍の値の確認をする。</p> <p>人工呼吸器回路の接続状態、作動状況等を確認する。</p> <p>教室内の環境、学習活動による環境の変化を確認する。</p>
<p>気管内吸引時</p>	<p>医療的ケア看護職員は、健康状態を確認して、教職員等と協力して人工呼吸器の着脱を行う。教職員は、児童生徒の介助のみを行う。</p> <p>気管内吸引後は、速やかにかつ確実にコネクタと気管カニューレに接続する。医療的ケア看護職員は回路の接続状態と呼吸状態を確認してから、問題(アラームの原因)の解消とアラームの停止を確認する。</p>
<p>車いすの乗り降り時</p>	<p>移動時にチェックリストに実測値を記入して、健康状態を確認する。</p> <p>医療的ケア看護職員は、介助を行う教職員等と協力して人工呼吸器の着脱を行う。人工呼吸器を外したら、コネクタ部分にテストラングを使用する。</p> <p>移動後は、医療的ケア看護職員が速やかに回路を接続し、適切な位置に調整する。人工呼吸器回路の接続状態を確認する。(確認する箇所を示した写真参照)</p> <p>人工呼吸器の作動状態については、表示パネルを確認して、実測値をチェックリストに記入する。</p>
<p>アラーム作動時</p>	<p>医療的ケア看護職員は気管内吸引や、姿勢変換時以外でアラームが鳴った場合は次の対応をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示パネルを確認する。</li> <li>・アラームトラブルシューティング表に沿って対処する。</li> <li>・原因不明の場合は、「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書(人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒用)」「様式 呼吸器用4」に沿って、教職員等は保健室と管理職に連絡をするとともに医療的ケア看護職員は速やかにアンビューバッグで呼吸を確保する等の対応を行う。</li> </ul> <p>医療的ケア看護職員は電源コンセント抜き差し時にアラーム</p>

	<p>ムが鳴るので、次の対応をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バッテリーまたは電源に切り替わったことを確認する。</li> <li>・抜いた後はリセットボタンを押す。</li> </ul>
--	--

### 3 保護者との連携

人工呼吸器の管理には、保護者の協力が不可欠となる。学校は、校内で実施可能な内容を保護者に説明し、協力が得られるようにする。

#### (1) 学校の役割

- ア 個別に面談する機会を設け、医療的ケア看護職員の勤務状況等、校内体制によっては保護者の付添いを依頼する場合があることについて、十分な理解を得ておくこと。
- イ 体調に大きな変化があった場合や入院等長期欠席後の登校再開時、人工呼吸器の設定変更時、個別マニュアルの書き換え等が必要になった場合は、再度、保護者に付添いを依頼し、再び段階的に離れるなどの対応についても協力してもらうことをあらかじめ確認しておくこと。
- ウ 登校時の児童生徒の健康観察を十分に行い、学校生活が送れる体調であるか、また、人工呼吸器の異常の有無、作動状況を保護者と確認する。
- エ 長期休業明けは、健康状態等の確認を行うため、保護者に数日程度、児童生徒に付添いをお願いする。児童生徒の健康状態について保護者と密に情報交換を行う。
- オ 人工呼吸器の管理に必要な物品の不足がある場合は、保護者に補充を依頼する。登校時に、充電状態の確認を保護者で行う。
- カ 緊急事態発生時は、緊急事態発生時は、「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書（人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒用）」【様式 呼吸器用4】に沿って対応を行う。保護者に協力を要請する。

#### (2) 保護者の役割

- ア 校内体制が整わない場合は、学校の依頼に応じて、保護者は児童生徒に付添い、医療的ケアの実施等の協力を行う。
- イ 体調に大きな変化があった場合や入院等長期欠席後の登校再開時、人工呼吸器の設定変更時、個別マニュアルの書き換え等が必要になった場合は、学校の依頼に応じて再び段階的に離れるなどの対応に協力する。
- ウ 児童生徒の登校前の健康観察を十分に行い、学校生活が送れる体調であることを確認し、登校させる。また、登校時にも学校と児童生徒の体調及び人工呼吸器の異常の有無、作動状況を確認する。
- エ 長期休業明けは、健康状態等の確認を行うため、数日程度、児童生徒に付添い、児童生徒の健康状態について学校と密に情報交換を行う。
- オ 人工呼吸器の管理に必要な物品の準備、点検、機器の充電を行う。物品の不足がある場合は、補充を行う。アンビューバッグは本人用を持参する。登校時に担任、医療的ケア看護職員と充電状態の確認を行う。
- カ 緊急時に備えて常に学校と連絡が取れるようにしておく。学校の要請に応じ協力する。

人工呼吸器管理に向けての実施手順は、「準備」→「申請」→「段階的移行」(第1段階～第4段階)がある。

## - 1 人工呼吸器管理に向けての実施手順(準備)

### 1 申請前

県教育委員会は、新入生の対象児童生徒の保護者へ、入学する前年度末に学校体制による人工呼吸器管理について説明をする。年度途中で人工呼吸器が必要となった児童生徒の保護者、及び転入生の保護者へは随時、説明をする。(対象となる児童生徒の状況や開始時期については、特に丁寧に説明をして、保護者の理解を得る。)

保護者は、説明会后、学校体制による人工呼吸器管理希望の有無を学校へ伝える。(実施については、P1「1 対象となる児童生徒の状態」に基づき判断する。)

学校体制による人工呼吸器管理を希望する保護者には、ガイドラインを参照に以下の5点について説明をし、理解を得た上で実施に向けた準備を始める。

対象者について(P1「1 対象となる児童生徒の状態」)

安全な実施にあたっては保護者の協力が不可欠であること(P2「4 保護者の理解と協力」、P6「3 保護者との連携」)

安全な実施に向けて計画を立て、学校と保護者の間で共通理解の上、学校体制による管理に移行していくこと。

保護者からの申請があっても、実施不可となる場合があることを説明する。

実施にあたっては、校内での検討、主治医の判断、静岡県医療的ケア運営協議会での協議内容を踏まえた上で、県教育委員会の判断が必要であること。

\*明らかに実施不可なケースは、その旨を保護者に説明して理解いただく。

### 校内医療的ケア安全委員会の開催

- (1) 保護者の意向、主治医の意見、学校の考えを整理して、実施可否を判断して、県教育委員会へ報告する。
- (2) 実施可否の判断に迷う場合は、保護者の意向、主治医の意見、学校の考えを整理して、県教育委員会へ相談する。学校、静岡県医療的ケア運営協議会委員長、県教育委員会の三者で、学校からの情報を基に検討して、県教育委員会が実施可否の判断をする。
- (3) 実施不可となった場合は、県教育委員会が保護者に説明をする。

### 2 申請 (保護者 学校)

- (1) 保護者は事前に主治医に相談をし、学校体制による人工呼吸器管理が実施できる可能性があることを確認する(口頭で可)。
- (2) 保護者は、「学校体制による人工呼吸器管理実施希望申出書」【様式 呼吸器用1】を学校に提出する。
- (3) 前年度から継続して学校体制による人工呼吸器の管理を受けようとする場合にも、実施年度ごとに「学校体制による人工呼吸器管理実施希望申出書」【様式 呼吸器用1】を提出する。

- (4) 【様式 呼吸器用 1】による申請があった段階で、学校は県教育委員会へ一報を入れる。

依頼文書	・「学校体制による人工呼吸器管理実施希望申出書」【様式 呼吸器用 1】
------	-------------------------------------

- (5) 学校は、対象となる児童生徒であるかを P1「1 対象となる児童生徒の状態」を参考に校内で検討する。検討の結果、実施できない場合は、県教育委員会へ報告する。県教育委員会は、保護者に実施不可について説明をする。

### 3 主治医に協力依頼

- (1) 県教育委員会は事前に主治医へ説明を行う。学校は以下(2)(3)に沿って依頼する。  
 (2) 学校長は「学校体制による人工呼吸器管理について(依頼)」【様式 呼吸器用 2】により、主治医に今後の協力を依頼する。  
 (3) 学校長は主治医に「医師からの情報提供資料」【参考様式 呼吸器用 1】、「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書(人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒用)」【様式 呼吸器用 4】の作成を依頼する。

依頼文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校体制による人工呼吸器管理について(依頼)」【様式 呼吸器用 2】</li> <li>・「医師からの情報提供資料」【参考様式 呼吸器用 1】</li> <li>・「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書(人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒用)」【様式 呼吸器用 4】</li> </ul>
------	---

### 4 校内医療的ケア安全委員会に向けた資料作成

- (1) 医師から提出があった「医師からの情報提供資料」【参考様式 呼吸器用 1】、「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書(人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒用)」【様式 呼吸器用 4】をもとに、学校で「保護者への聞き取り情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 2】、「学校環境に関する情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 3】、「実施計画書及びチェックシート」【参考様式 呼吸器用 2】を作成する。  
 (2) 作成にあたっては、引継ぎ事項の確認や情報提供等、保護者から協力を得て、共通理解を図りながら進める。  
 (3) 主治医訪問の際に質問、確認する事項を整理しながら作成する。

### 5 校内医療的ケア安全委員会の開催

- (1) 準備資料をもとに児童生徒の実態等から学校において人工呼吸器管理を行える可能性があるかを検討する。  
 (2) 検討の結果、現状では学校体制による人工呼吸器管理を実施することが困難と判断した場合には、県教育委員会が保護者にその旨を説明し、条件が改善されるまで引続き保護者の付添いを依頼する。

準備資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書(人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒用)」【様式 呼吸器用 4】</li> <li>・「医師からの情報提供資料」【参考様式 呼吸器用 1】</li> <li>・「保護者への聞き取り情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 2】</li> <li>・「学校環境に関する情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 3】</li> </ul>
------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「実施計画書及びチェックシート」【参考様式 呼吸器用 2】</li> <li>・個別の教育支援計画 等</li> </ul> <p style="text-align: right;">* 現時点で可能な範囲で作成</p>
--	---

## 6 主治医訪問

- (1) 主治医に今後のスケジュールを説明し、支援会議（P.10 11）への出席、医療的ケア看護職員研修等の協力を依頼する。
- (2) 前項準備資料を活用して、用意した確認事項について回答を得る。
- (3) 人工呼吸器の管理についての主治医の見解を聞くとともに、学校体制の実情について伝え、学校体制における管理のメリットとリスクについて検討する。
- (4) 緊急時対応病院への連携方法や診療情報の提供の仕方等について助言を受ける。

訪問者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者 ・(対象となる児童生徒)</li> <li>・管理職 ・担任</li> <li>・医療的ケア担当教諭 ・医療的ケア看護職員</li> <li>・自立活動教諭等</li> </ul>
-----	--

## 7 緊急時対応病院の内諾

県教育委員会は、緊急時対応を想定している病院へ説明をして内諾を得る。必要に応じて学校も参加する。

## 8 校内医療的ケア安全委員会の開催

- (1) 主治医訪問や緊急時対応病院の意見等を踏まえ、「医療的ケアを必要とする児童生徒用についての指示書(人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒用)」【様式 呼吸器用 4】、「保護者への聞き取り情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 2】、「学校環境に関する情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 3】、「実施計画書及びチェックシート」【参考様式 呼吸器用 2】についても再検討する。
- (2) 必要に応じ主治医と連携し、より安全な実施方法について検討する。

作成資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書(人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒用)」【様式 呼吸器用 4】</li> <li>・「保護者への聞き取り情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 2】</li> <li>・「学校環境に関する情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 3】</li> <li>・「実施計画書及びチェックシート」【参考様式 呼吸器用 2】</li> </ul> <p style="text-align: right;">* 学校としての最終的な内容とする。</p>
------	--

## 9 主治医へ実施の可否の確認

- (1) 主治医は学校から送付された資料をもとに、実施の可否を判断する。「学校体制による人工呼吸器管理について(回答)」【様式 呼吸器用 6】により回答する。
- (2) 主治医が「対応不可能」とした場合には、改めて校内医療的ケア安全委員会を開催し、対応を検討する。その結果校長が実施不可と判断した場合には「学校体制による人工呼吸器管理の実施申出の不承認について」【様式 呼吸器用 7】を作成し、保護者に回答する。

学校から送付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校体制による人工呼吸器管理について(依頼)」【様式 呼吸器用 5】</li> </ul>
--------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「医師からの情報提供資料」【参考様式 呼吸器用 1】</li> <li>・「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書（人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒用）」【様式 呼吸器用 4】</li> <li>・「保護者への聞き取り情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 2】</li> <li>・「学校環境に関する情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 3】</li> <li>・「実施計画書及びチェックシート」【参考様式 呼吸器用 2】</li> </ul>
主治医より 回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校体制による人工呼吸器管理について（回答）」【様式 呼吸器用 6】</li> <li>・「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書（人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒用）」【様式 呼吸器用 4】</li> </ul>

## 10 緊急時対応病院へ依頼

- (1) 学校は、緊急時対応を想定している病院に「緊急時対応について（依頼）」（様式 3）により協力を依頼する。
- (2) 直接病院を訪問し、校内医療的ケア安全委員会、主治医訪問で協議された内容を伝え協力を得る。病院の担当者が不明な場合は、県教育委員会に確認する。
- (3) 校内医療的ケア安全委員会、主治医訪問で話し合われた内容に沿って、必要に応じて主治医が所属する病院等とも連携しながら進める。
- (4) 受診を勧められた場合には保護者に協力を得る。

学校から 送付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「医師からの情報提供資料」【参考様式 呼吸器用 1】</li> <li>・「保護者への聞き取り情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 2】</li> <li>・「学校環境に関する情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 3】</li> <li>・「実施計画書及びチェックシート」【参考様式 呼吸器用 2】</li> <li>・「緊急時対応について（依頼）」【様式 呼吸器用 3】</li> <li>・「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書（人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒用）」【様式 呼吸器用 4】の写し</li> </ul>
------------	--

## 11 支援会議の開催

- (1) 準備資料をもとに、関係者間での共通理解を図る。
- (2) できる限り主治医の参加協力を得る。必要に応じて指導医、緊急時対応病院からの参加も依頼する。

参加者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者 ・（対象となる児童生徒） ・校内医療的ケア安全委員会委員</li> <li>・呼吸器業者 ・県教育委員会</li> <li>・（主治医） ・（指導医） ・（緊急時対応病院関係者） 等</li> </ul>
準備資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書（人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒用）」【様式 呼吸器用 4】の写し</li> <li>・「医師からの情報提供資料」【参考様式 呼吸器用 1】</li> <li>・「保護者への聞き取り情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 2】</li> <li>・「学校環境に関する情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 3】</li> <li>・「実施計画書及びチェックシート」【参考様式 呼吸器用 2】</li> </ul>

検討及び 確認内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児童生徒の状態と医療的ケアの内容（主治医、保護者、学校）</li> <li>・必要配慮事項や実施上の留意点</li> <li>・想定されるリスク、緊急時対応、緊急搬送病院 等</li> </ul>
--------------	--

## 12 2年目以降の実施について（前年度に段階的移行まで進めることができた場合）

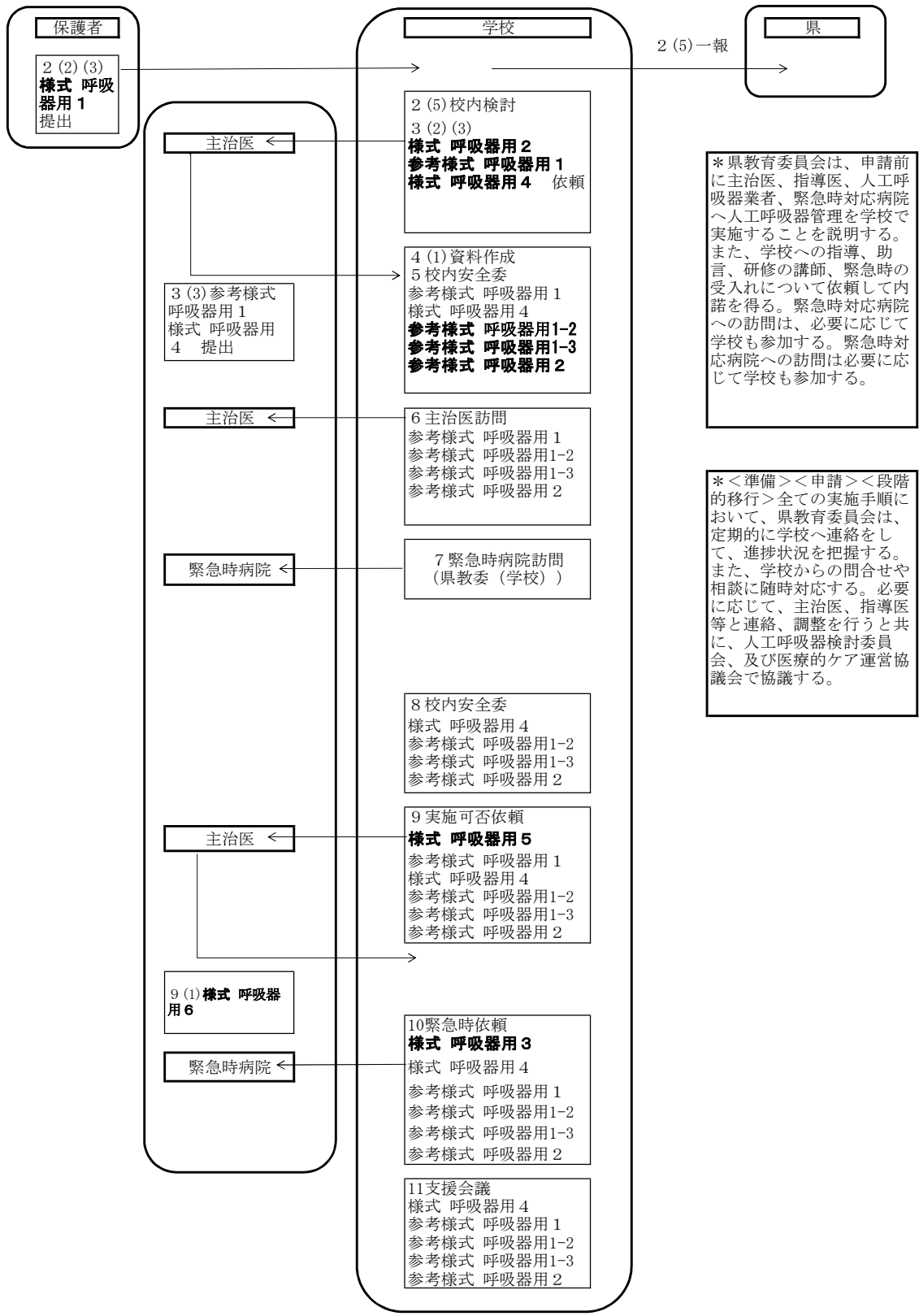
- ・主治医の指示や管理内容、主治医の変更がない場合は、P.7～10までの手順を省くことができる。ただし、「学校体制による人工呼吸器管理実施希望申出書」【様式 呼吸器用1】、「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書（人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒用）」【様式 呼吸器用4】、緊急時対応病院への依頼【呼吸器用3】は、実施年度ごとに提出する。
- ・校内医療的ケア安全委員会や年度当初に実施する臨床研修において、「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書（人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒）」【様式 呼吸器用4】、「医師からの情報提供資料」【参考様式 呼吸器用1】等を関係者間で確認し、共通理解を図ること。なお、【参考様式 呼吸器用1】については、状況変化等があった場合、修正、追記すること。
- ・校内医療的ケア安全委員会、支援会議は必要に応じて実施する。

### （2年目以降に必要な書類）

様式	内容	備考
様式 呼吸器用1	学校体制による人工呼吸器管理実施希望申出書	
様式 呼吸器用4	医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書（人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒用）	
様式 呼吸器用3	緊急時対応について（依頼）	その他に病院から求められた書類があれば、併せて提出する。
参考様式 呼吸器用1	医師からの情報提供資料	必要に応じて修正、追記をして、関係者間で確認、共通理解を図る。

人工呼吸器管理に向けての実施手順について(準備)【初年度】

<準備> 作成書類 様式 呼吸器用1、様式 呼吸器用2、参考様式 呼吸器用1、参考様式 呼吸器用1-2、参考様式 呼吸器用1-3、参考様式 呼吸器用2、様式 呼吸器用4、様式 呼吸器用5、様式 呼吸器用6、様式 呼吸器用3



## - 2 人工呼吸器管理に向けての実施手順（申請）（初年度のみ）

### 1 申請（学校 県教育委員会）『呼吸器管理の開始（段階的实施）』

提出文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校体制による人工呼吸器管理の段階的实施について（依頼）」【様式 呼吸器用 8】</li> <li>・「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書（人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒用）」【様式 呼吸器用 4】の写し</li> <li>・「医師からの情報提供資料」【参考様式 呼吸器用 1】</li> <li>・「保護者への聞き取り情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 2】</li> <li>・「学校環境に関する情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 3】</li> <li>・「実施計画書及びチェックシート」【参考様式 呼吸器用 2】</li> </ul>
------	---

### 2 静岡県医療的ケア運営協議会における協議、及び『呼吸器管理の開始（段階的实施）』の可否

- (1) 校長は資料をもとに学校での人工呼吸器管理における状況や想定される緊急時の対応について報告する。
- (2) 静岡県医療的ケア運営協議会は、学校体制による人工呼吸器を使用している児童生徒への対応について安全・安心に実施できるか協議を行う。
- (3) 医療的ケア運営協議会での承認をもって、「学校体制による人工呼吸器管理の段階的实施」を可とする。承認後、学校は臨床研修を実施する。

準備資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県に提出した資料と同じ</li> </ul>
検討の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料に不備がなく、安全・安心に実施できる体制が整っているか。</li> <li>・対象児童生徒の健康状態が安全・安心に実施できる状態であるか。</li> <li>・主治医や保護者、緊急時対応病院との確認が十分にとれているか。</li> <li>・校内体制（医療的ケア看護職員体制、教職員体制）に無理はないか。</li> <li>・インシデントやアクシデント発生時の報告体制は整っているか。</li> <li>・保護者からの医療的ケア以外の引継ぎ事項の確認は済んでいるか。</li> <li>・今後の保護者からの引き継ぎの計画は妥当か。</li> </ul>

### 3 準備

- (1) 学校は、保護者に以下の内容を確認する。

確認内容	<p>&lt;再確認&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書（人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒用）」【様式 呼吸器用 4】の写し</li> <li>・「医師からの情報提供資料」【参考様式 呼吸器用 1】</li> <li>・「保護者への聞き取り情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 2】</li> <li>・「学校環境に関する情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 3】</li> <li>・「実施計画書及びチェックシート」【参考様式 呼吸器用 2】</li> </ul>
------	--

	<p>&lt;新たに作成確認&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「手技伝達シート」【参考様式 呼吸器用 3】</li> <li>・「人工呼吸器チェックリスト」【参考様式 呼吸器用 4】</li> </ul> <p>* 呼吸器管理に伴う必要物品（携帯物品、学校保管予備物品等）</p>
--	--

(2) 主治医へ以下の書類を送付し、段階的に実施していくことを報告する。

なお、これまでに主治医へ送付した資料（下表\*印）について、静岡県医療的ケア運営協議会における協議後も変更がない場合は省くことができる。

送付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校体制による人工呼吸器管理の実施について」【様式 呼吸器用 9】</li> <li>・「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書(人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒用)」【様式 呼吸器用 4】の写し（*）</li> <li>・「医師からの情報提供資料」【参考様式 呼吸器用 1】（*）</li> <li>・「保護者への聞き取り情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 2】（*）</li> <li>・「学校環境に関する情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 3】（*）</li> <li>・「実施計画書及びチェックシート」【参考様式 呼吸器用 2】（*）</li> <li>・「手技伝達シート」【参考様式 呼吸器用 3】</li> <li>・「人工呼吸器チェックリスト」【参考様式 呼吸器用 4】</li> </ul>
------	--

(3) 緊急時対応病院に以下の書類を送付し、段階的に実施していくことを報告する。

なお、これまでに緊急時対応病院へ送付した資料（下表\*印）について、静岡県医療的ケア運営協議会における協議後も変更がない場合は省くことができる。

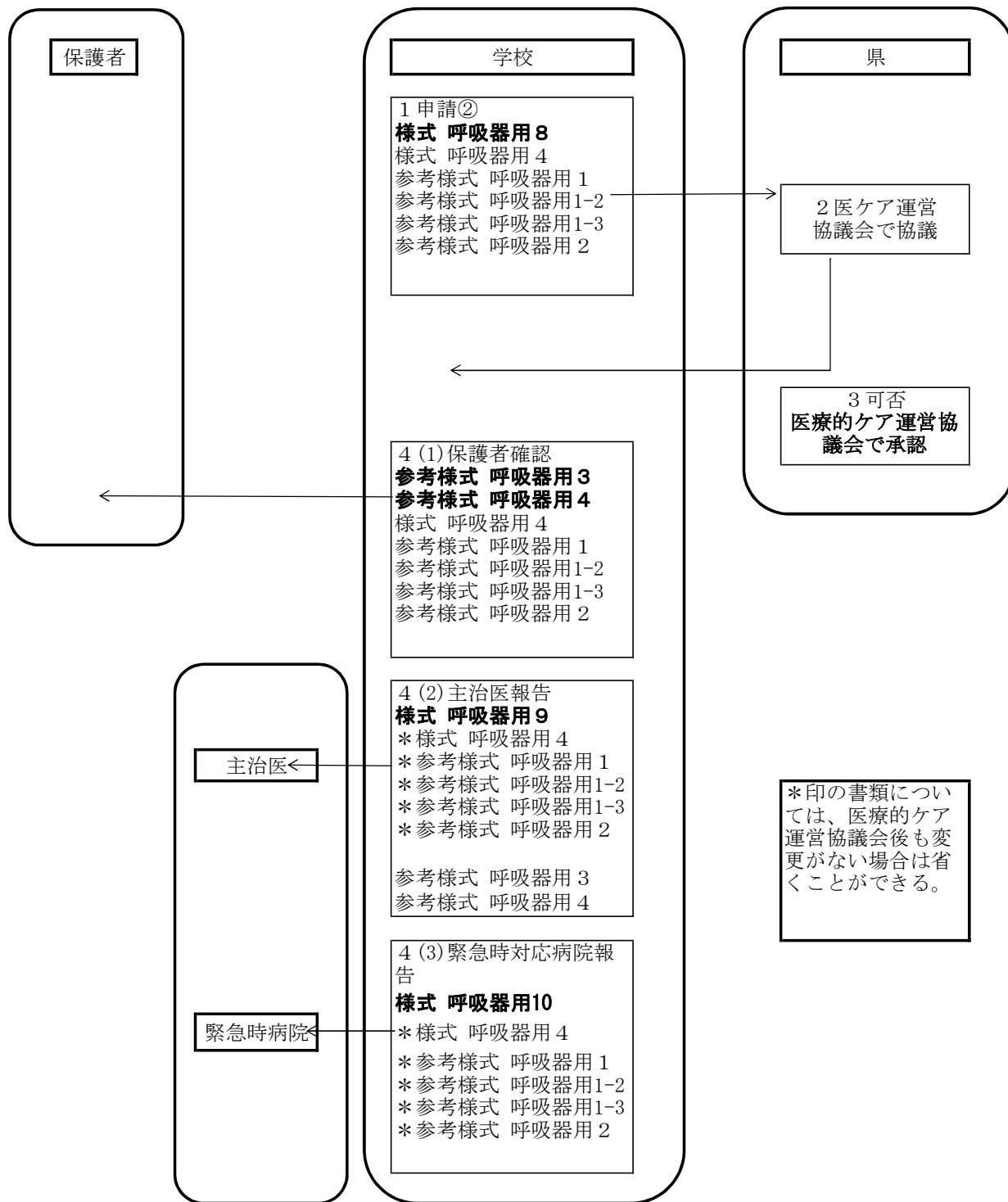
送付内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校体制による人工呼吸器管理の実施について」【様式 呼吸器用 10】</li> <li>・「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書(人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒用)」【様式 呼吸器用 4】の写し（*）</li> <li>・「医師からの情報提供資料」【参考様式 呼吸器用 1】（*）</li> <li>・「保護者への聞き取り情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 2】（*）</li> <li>・「学校環境に関する情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 3】（*）</li> <li>・「実施計画書及びチェックシート」【参考様式 呼吸器用 2】（*）</li> </ul>
------	--

#### 4 2年目以降の実施について

前年度作成した書類について保護者、学校関係者で変更の有無を確認する。主治医の指示や管理内容、主治医の変更等がない場合は、「1 申請 ~ 4 準備」までの手順を省くことができる。なお、緊急時対応病院へは、P.7~11の「 - 1人工呼吸器管理に向けての実施手順（準備）」の段階で、実施年度ごとに【様式 呼吸器用 3】「緊急時対応について（依頼）」を提出する。

人工呼吸器管理に向けての実施手順について(申請)【初年度】

<申請> 作成文書 様式 呼吸器用10、様式 呼吸器用11、参考様式 呼吸器用3、参考様式 呼吸器用4、  
様式 呼吸器用8、様式 呼吸器用9



### - 3 人工呼吸器管理に向けての実施手順（段階的移行）

保護者待機から学校での管理に移行するに当たっては、以下の段階的移行表の第1～4段階へと、児童生徒の実態に応じて段階的に移行していく。

下表をもとに主治医等の指導・助言を受け児童生徒の実態を十分に把握した上で個別に移行計画を立案する。いずれの段階も2～4週間程度を目安とするが、児童生徒の身体状況や自発呼吸の有無、人工呼吸器への依存度等によって異なるため、児童生徒の実態や保護者の意向などを十分に把握した上で、無理のない移行計画を立案する。

いずれの段階も「児童生徒が安定して過ごすことができること」「人工呼吸器の管理がトラブルなく行えること」等を踏まえ、学校で安全に人工呼吸器を管理できることを確認の上、次の段階へ進む。

< 段階的移行表 >

段階		確認事項
第1段階	同室待機	・保護者と医療的ケア看護職員は、児童生徒と同室で過ごし医療的ケア看護職員は保護者から児童生徒の具体的な人工呼吸器の管理について学ぶ。
第2段階	隣室待機 (数秒で教室に来られる範囲)	・保護者は1時間に1回程度、児童生徒の様子、人工呼吸器の作動状態等を医療的ケア看護職員と一緒に確認する。
第3段階	校内待機 (5分以内で教室に来られる範囲)	・保護者は2時間に1回程度、児童生徒の様子、人工呼吸器の作動状態等を医療的ケア看護職員と一緒に確認する。 ・保護者は、行き先や待機場所を医療的ケア看護職員、教職員等に伝え、いつでも連絡がとれるように、携帯電話等を所持する。 * 第4段階の移行には医師の巡回指導が必要。巡回指導後、県教育委員会への申請が必要。
第4段階	自宅待機 <完全実施> (校外待機含む)	・自宅待機(校外待機を含む)をする保護者は、いつでも連絡がとれるように携帯電話を所持する。保護者は待機場所と待機場所の連絡番号を医療的ケア看護職員、教職員等に伝える。

\* 児童生徒の健康状態を最優先し、必要な場合には保護者は同室待機をする。

\* 児童生徒の状態や段階的移行前の保護者の付添い方に合わせた段階から、開始することができる。

#### 1 臨床研修

医療的ケア運営協議会で人工呼吸器管理の実施が承認された後、臨床研修を行う。臨床研修の内容は、他の医療的ケアと同様に、対象児の身体状況及び医療的ケアに関する留意事項の理解と技術の習得である。具体的には、人工呼吸器の取扱い、気管内吸引の方法、手順や配慮事項、緊急時の対応等について確認する。また、児童生徒の実態に応

じて、その他に必要な医療的ケアについても確認する。

人工呼吸器に関する臨床研修は、2年目以降であっても主治医、または指導医による直接研修（オンラインも可）のみとする。やむを得ない理由で一部の医療的ケア看護職員が臨床研修に参加できない場合は、他の医療的ケアと同様にビデオを視聴して臨床研修に代えることもできるが、直接研修を受けていない医療的ケア看護職員が、安全に実施できるよう手技や配慮事項等の確認を丁寧に行うこと。

## 2 『完全実施（第4段階への移行）』

### (1) 医師による巡回指導

ア 医師は、「完全実施（第4段階への移行）に向けた医師による巡回指導票」【様式 呼吸器用 12】を活用して、学校での「本人の健康状態」「医療的ケア看護職員の待機場所、手技」「学校の施設設備」「緊急時体制」等を確認し、学校体制による人工呼吸器管理を実施することが妥当かどうか判断し、学校に伝える。

イ 医師は、必要に応じて学校に対して指導、助言を行う。

ウ 依頼する医師は原則主治医とするが、指導医に依頼することも可能とする。依頼は学校が行う。

### (2) 申請（学校 県教育委員会）

学校は、医師の巡回指導により、安全に呼吸器管理が実施できていること、完全実施への移行が可能だと判断した場合は、県教育委員会に「完全実施」を申請する。

提出文書	<ul style="list-style-type: none"><li>・「完全実施(第4段階への移行)に向けた医師による巡回指導票」【様式 呼吸器用 12】</li><li>・前回申請時に提出した文書について、変更があった資料は、変更箇所を明確にして再提出する。</li><li>・「学校体制による人工呼吸器管理の完全実施について(依頼)」【様式 呼吸器用 13】</li></ul>
------	---

### (3) 通知（県教育委員会 学校）

県教育委員会は学校から提出された資料を医療的ケア運営協議会委員長と確認後、移行の可否を判断する。

通知資料	<ul style="list-style-type: none"><li>・「学校体制による人工呼吸器管理の完全実施について(回答)」【様式 呼吸器用 14】</li></ul>
------	--

## 3 完全実施

(1) 学校から、保護者、主治医、緊急時対応病院等に完全実施の開始を伝える。

(2) 完全実施後も校内医療的ケア安全委員会で定期的（各学期に1回程度）に実施状況を確認し、静岡県医療的ケア運営協議会へ報告をする。以下については、定期的に内容の確認を行う。

資料	<ul style="list-style-type: none"><li>・「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書(人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒用)【様式 呼吸器用 4】の写し</li><li>・「医師からの情報提供資料」【参考様式 呼吸器用 1】</li><li>・「保護者への聞き取り情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 2】</li></ul>
----	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校環境に関する情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 3】</li> <li>・「実施計画書及びチェックシート」【参考様式 呼吸器用 2】</li> </ul>
--	--

(3) 「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書(人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒用)」【様式 呼吸器用 4】の見直しを行う必要のある場合には、主治医及び関連機関と支援会議を開催し、関係者で確認の上、必要な修正を行う。修正内容については静岡県医療的ケア運営協議会へ報告をする。

<見直しを行う例>

呼吸器の設定変更、本人の状況や病状に変化が見られたとき等

#### 4 2年目以降の実施について(前年度に完全実施となった場合)

- ・主治医の指示や管理内容、主治医の変更がない場合は、P.7~10までの手順を省くことができるが、校内医療的ケア安全委員会や年度当初に実施する臨床研修において、「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書(人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒用)【様式 呼吸器用 4】」「医師からの情報提供資料【参考様式 呼吸器用 1】」「保護者への聞き取り情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 2】、「学校環境に関する情報」【参考様式 呼吸器用 1 - 3】等を関係者間で確認し、共通理解を図ること。
- ・緊急時対応病院への依頼は、実施年度ごとに提出する。(P.7~11参照)
- ・校内医療的ケア安全委員会、支援会議は必要に応じて実施する。
- ・医師による巡回指導は、前年度に受けた巡回指導後の医療的ケア看護職員による管理状況をビデオに撮影して、臨床研修時に主治医、保護者に確認をとることで、巡回指導に代えることもできる。なお、ビデオ撮影は、【様式 呼吸器用 12】完全実施(第4段階への移行)に向けた医師による巡回指導票の項目を網羅している内容とすること。
- ・P.17の『2 完全実施(第4段階への移行)』(2)申請(学校 県教育委員会)及び(3)通知(県教育委員会 学校)は不要とする。

#### 5 2年目以降の開始段階について

前年度の 終了段階	第1段階 (同室待機)	第2段階 (隣室待機)	第3段階 (校内待機)	第4段階 (自宅・校外待機)
段階的移行前	→			
第1段階		→		
第2段階			→	
第3段階			→	
第4段階 第5段階(R6のみ)			→	

- ・各段階の期間は、児童生徒の体調や登校状況、保護者の意向、学校体制等を考慮して学校が判断する。必要に応じて主治医や指導医から助言をいただく。

( 2 年目以降に関係者間で確認、共通理解を図るために必要な書類 )

様式	内容
様式 呼吸器用 4	医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書 (人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒用)
様式 呼吸器用 1	学校体制による人工呼吸器管理実施希望申出書
参考様式 呼吸器用 1	医師からの情報提供資料
参考様式 呼吸器用 1 - 2	保護者への聞き取り情報
参考様式 呼吸器用 1 - 3	学校環境に関する情報
参考様式 呼吸器用 2	実施計画書及びチェックシート
参考様式 呼吸器用 3	手技伝達シート
参考様式 呼吸器用 4	人工呼吸器チェックリスト

## 6 学習活動時における人工呼吸器の一定時間の離脱について

学習活動の目的達成や安全確保の観点から、医師の指示に基づき、一定時間、人工呼吸器を外すことができるものとする。

### (1) 対象

人工呼吸器を装着したままでも、学習の目的を達成できるよう活動を工夫することを前提とするが、離脱して学習をする必要がある場合、以下のア～ウを全て満たしていれば、主治医が定めた時間、人工呼吸器を離脱して学習を行うこともできる。

ア 主治医の指示により人工呼吸器を離脱した学習が可能であること。

イ 離脱時に酸素吸入が不要であること。

ウ 呼吸のリハビリのための離脱ではないこと。

### (2) 対応

#### ア 主治医の指示について

学校は、管理職、関係職員及び保護者で校内医療的ケア安全委員会を実施する。

学校は、主治医の学校訪問や臨床研修等で学習活動時の離脱について主治医に説明する。(学習時間、内容、活動場所等に大きな変更が生じる場合、主治医への説明・確認が必要) 【参考様式 呼吸器用 1 (別紙 2)】

主治医は、学習活動時の人工呼吸器離脱の可否、離脱可能時間帯、回数、離脱中止判断基準を学校に指示する。 【参考様式 呼吸器用 1 (別紙 1)】

#### イ 学校での管理について

学習活動時の離脱について主治医の指示が得られた後、学校は、管理職、関係職員で校内医療的ケア安全委員会を実施し、安全安心な実施に向けて検討を行う。

新入生や転入生等、新規の場合は、第 4 段階を実施後に、改めて校内医療的ケア安全委員会を実施した後、人工呼吸器の一定時間の離脱を可能とする。

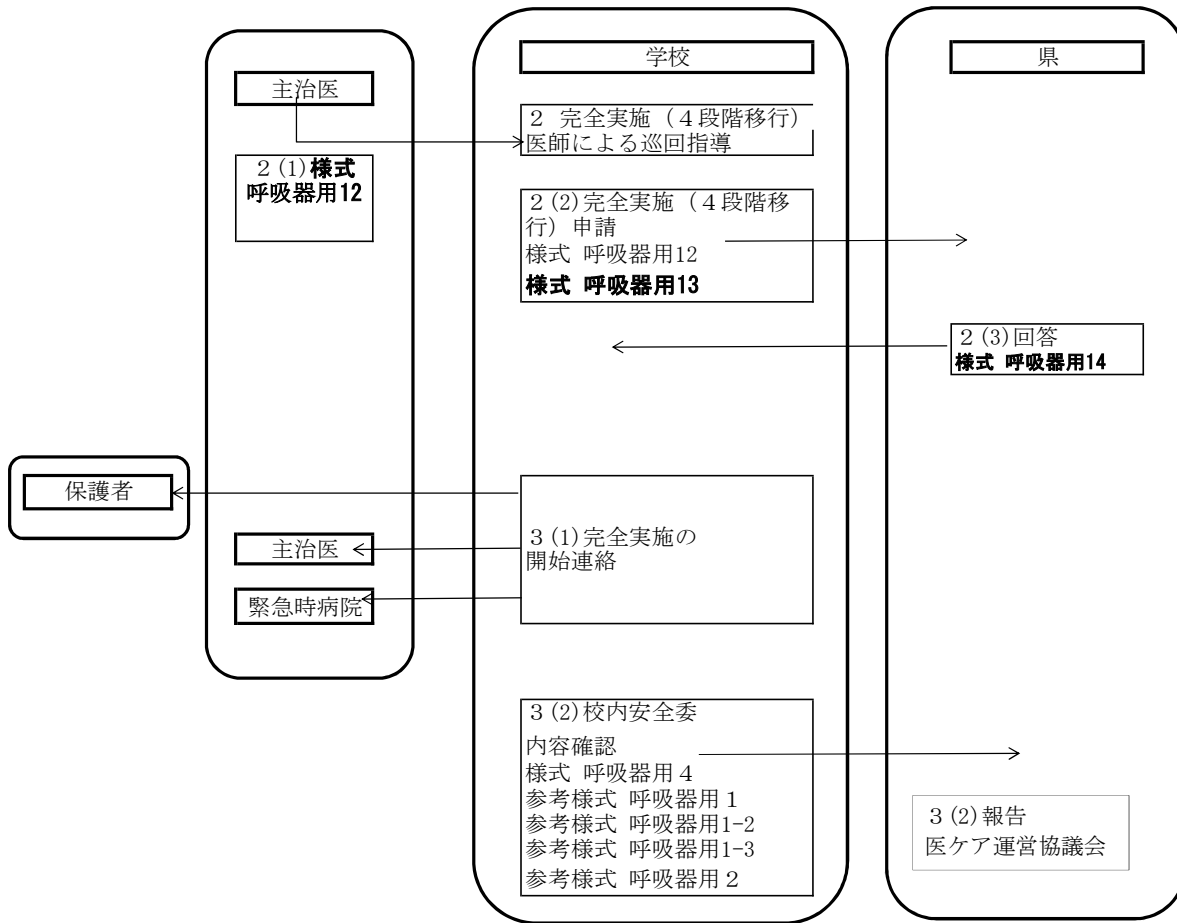
学習活動時の離脱の際は、痰の吸引等をし、体調を整えてから実施する。又、実施前後の本人の健康状態等を確認し記録する。【参考様式 呼吸器用 4 (別紙 1)】

人工呼吸器を再装着した後は、健康観察をし、学校看護師や担任等の複数で通常の状態であることを確認する。

万が一、通常の状態に戻らないときは、「予想されるリスクと対応」にそって緊急時の対応をする。

人工呼吸器管理に向けての実施手順について(段階的移行)【初年度】

<段階的移行> 作成文書 様式 呼吸器用12、様式 呼吸器用13、様式 呼吸器用14



## 安全・安心な実施に向けた取組

### 1 研修

- (1) 医療的ケア看護職員、教職員等は、下表に示された人工呼吸器管理の研修内容を受講する。
- (2) 対象者外の職員の参加については、各講師の許可のもと可能とする。
- (3) 各講師の許可のもと、研修を録画して繰り返し確認することも可能とする。

#### <人工呼吸器管理の研修内容>

	内容	講師等	場所	研修時間	対象者	備考
1	人工呼吸器の理論	主治医等	学校 リモート可	1時間	医療的ケア 看護職員 自立活動 教諭 (全職員)	2年目以降 はビデオ視 聴に替える こともできる
2	気管内吸引の実技研 修 カニューレ抜去への 対応 アンビューバッグによ るバギングの手技によ る換気	主治医等 (臨床研修) (実技研修)	病院 or 学校	1時間	医療的ケア 看護職員 自立活動 教諭	毎年度実 施
3	人工呼吸器の取扱い・ トラブルへの対応等	呼吸器業者	学校	1時間		2年目以降 は、取扱等 に変更が生 じた場合実 施
4	緊急時対応訓練	主治医等	学校	1時間	医療的ケア 看護職員 自立活動 教諭 該当職員	毎年度実 施
5	医師による巡回指導 (第4段階移行時)	主治医等	学校	1時間	医療的ケア 看護職員 自立活動 教諭	完全実施と なった場合 2年目以降 は、ビデオ 確認に替 えること もできる 詳細は P.18 参照

2年目以降の研修日時の調整、依頼等は学校が行う。  
研修時間は目安とする。必要に応じて変更もできる。  
校内体制に大きな変化が生じた際は、2年目以降であっても1年目と同様に研修を行う。  
講師への謝金は、1時間あたり10,000円とする。ただし、30分以内の場合は5,000円とする。1時間を超える場合は30分ごとに5,000円を加算する。

## 2 緊急時対応

学校において人工呼吸器の管理を安全に実施するためには、緊急時対応を万全に行うことが不可欠である。緊急時とは、児童生徒の急激な体調変化や人工呼吸器のトラブルなどが想定される。

児童生徒のそばにいる教職員等は異常の早期発見に努め、異常を発見した場合は迅速に同室内の医療的ケア看護職員に連絡する。その後、緊急放送等で、管理職、養護教諭、教職員等を集める。連絡を受けた医療的ケア看護職員は個別の「医療的ケアを必要とする児童生徒等についての指示書（人工呼吸器管理を学校体制で行う児童生徒用）」【様式 呼吸器用4】に基づいた対応を的確に行い、生命の危機を回避する。

また、校内図にAED、ストレッチャー等の救急物品の位置を示した「校内救急マップ」を作成し、定期的に緊急時対応訓練を実施する。教職員等が役割を認識し、連携して対応できるようにし、またその訓練の内容については保護者にも周知する。

### (1) 緊急時対応マニュアル/指示書

学校は、人工呼吸器を使用している児童生徒一人一人について、救急搬送先となる医療機関や主治医、保護者への連絡方法について確認しておく。また、学校内での定期的な緊急時対応訓練にも関係者への連絡を組み込み、実際の手順について組織的に共通認識を図ることが重要である。

### (2) 救急車要請、医療機関等への連絡について

緊急時に救急車を要請する際の手順については、主治医又は指導医に対応を確認の上、組織的に検討・決定することが重要である。また「緊急時指示カード」等（下記参考例）を作成し、救急車の要請、保護者、主治医への連絡を迅速かつ正確に行う。

### (3) 校内救急マップの作成

緊急時対応を円滑に行うため、校内図をもとにして、医療的ケア看護職員が常駐している場所とその時間帯、AED、ストレッチャーの位置や非常用電源等の設備の場所を示した「校内救急マップ」を作成することが望ましい。

「校内救急マップ」には、本人が普段使用する学習及び生活する場所を明記しておく、医療的ケア看護職員、教職員等が緊急時に即時対応できるよう、常にシミュレーションをしておくことが大切である。

緊急時指示カード（参考例）

医療的ケア看護職員

緊急時マニュアルに沿って対応

救急車要請

119番  
現場の公用携帯活用等

A E D

保健室前  
または〇〇の入口

保護者連絡

（保護者携帯）  
（必要に応じて保護者から主事医へ連絡依頼）

担任等

救急車同乗の準備  
児童生徒の持ち物等

応援職員

救急車駐車場所の確保  
救急車の誘導等

### 3 緊急時の医療的ケア看護職員、教職員等の動き（参考例）

